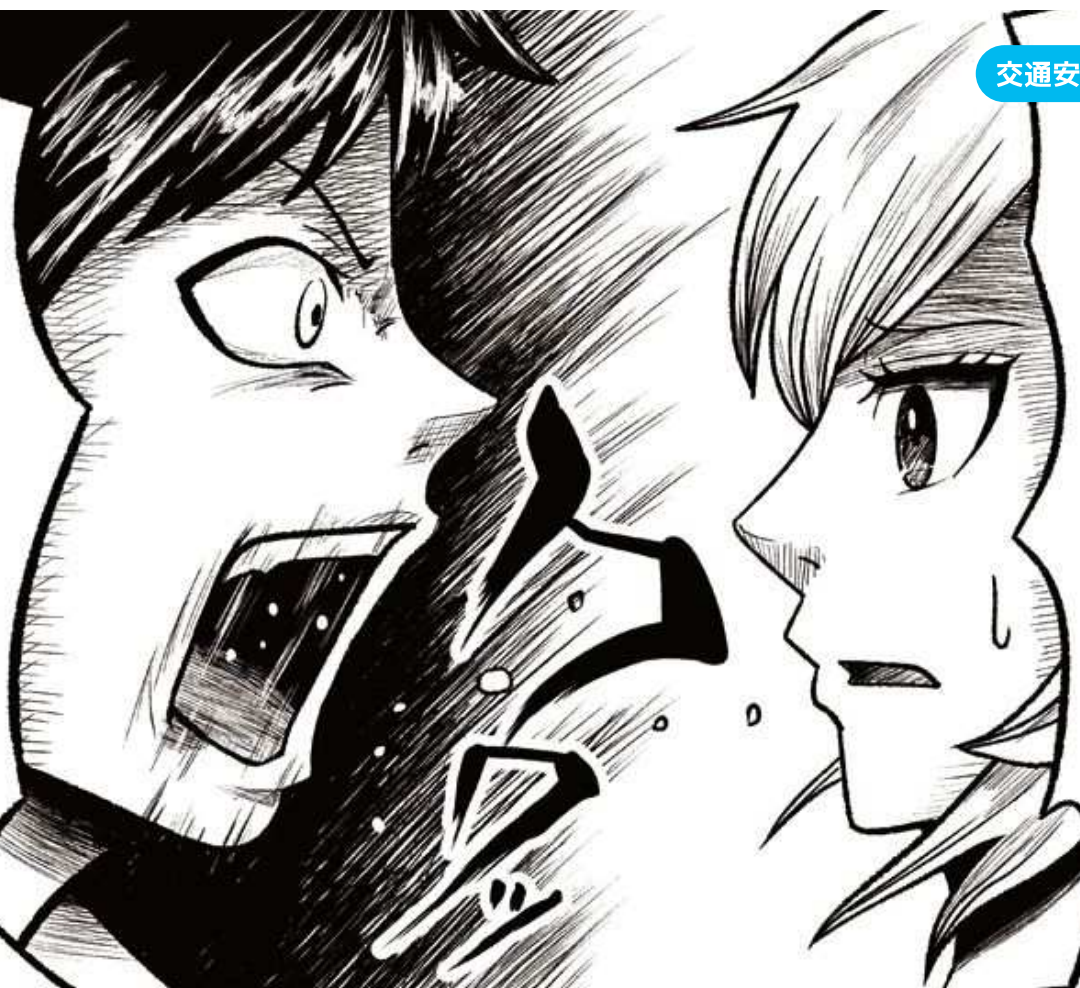


自転車の傘差し運転は…

安全運転義務違反で
5万円以下の罰金だア！



ちゃんと知っておこう！ 重要な交通ルール



安全運転義務違反

ハンドルやブレーキをしっかりと操作し、
他人に危害を及ぼさない速度と方法で
運転しなければなりません。

3ヶ月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金

携帯電話使用等

(スマートフォン又は携帯電話の保持)

運転中に携帯電話（スマートフォン）
やカーナビなどの画像表示装置を
注視したり通話してはいけません。

6ヶ月以下の懲役 又は 10万円以下の罰金

荒川区では
自転車ヘルメットが
割引!で買えます!

得



荒川区 ヘルメット 割引

その場で
2000円引き
で購入できます



ご自身及び
同居のご家族使用分のみが
割引対象となります!

自転車用ヘルメット割引制度に関する詳細や、
最新情報は荒川区ホームページをご確認ください。



自転車ヘルメットに適した髪型を
紹介している情報サイトや
SNS投稿などもあるみたいだよ!

お問 合 せ

荒川区役所 生活安全課交通安全係 03-3802-3067